

大和市告示第71号

大和市放課後児童クラブ運営委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市放課後児童クラブ運営委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営委員会補助金交付要綱（平成21年大和市告示第179号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定める」を「に規定する」に、「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第2条中「補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改める。

第3条中「50,000円以内で」を「次の各号に掲げる運営委員会に係る放課後児童クラブの支援の単位（大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）第7条第4項に規定する支援の単位をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上限とし、」に改め、「年度内」の次に「に支給する補助金」を加え、同条後段中「50,000円」を「当該上限」に改め、同条中「範囲で」を「ときは、同一の運営委員会に対し」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 4単位以上 100,000円

(2) 4単位未満 50,000円

第7条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。